第百条第十八項中「第18条第７項」を「第18条第８項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を削り、同条第十五項中「第18条第５項」を「第18条第６項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第18条第５項」を「第18条第６項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　車枠及び車体のポールとの側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第５項の告示で定める基準は、協定規則第135号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

一　運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

二　法第75条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けたポールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの

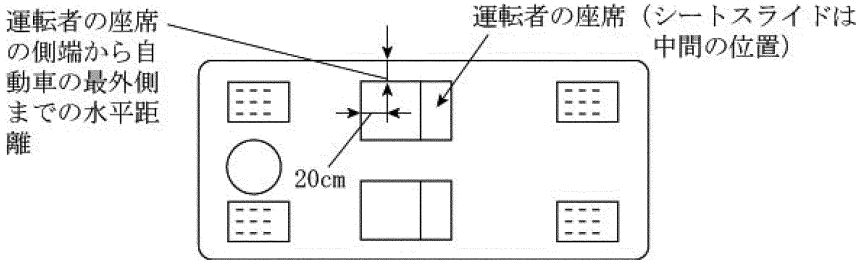
15　保安基準第18条第５項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をＩＳＯ6549：1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のＨ点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

16　保安基準第１条の３のただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める車枠及び車体であって、次の各号に掲げるものは、保安基準第18条第５項の基準に適合するものとする。

一　次に掲げる全ての事項に該当するもの

イ　運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最側端（座席の中央部の前縁から、奥行の方向に20cm離れた位置において、奥行の方向と直角に測定した座席の両端縁の端部）からその位置における自動車の最外側までの水平距離が130mm以上であるもの

（図）



ロ　運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の側方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの

二　米国連邦自動車安全基準第214号に適合するもの

第百十七条第１項中「同規則改訂版補足第２改訂版の規則6. から8. まで及び附則21」を「同規則改訂版補足第３改訂版の規則1.(i)及び(ii)、6. から8. まで並びに附則21」に改める。

第百二十条第六項第二号中「第六号」を「第五号」に改める。

第百二十七条第１項第１号を次のように改める。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則9. のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車（二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のものであり、その機能が正常であるもの

第百二十七条第１項第二号を同項第三号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき装置の指定を受けた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯

第百二十七条第１項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第百二十四条第１項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあっては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

第百二十七条第１項第三号中「すべて」を「全て」に、同号の表を次のように改める。

方向指示器の種別	範　　囲
イ　二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車の前面及び後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲。ただし、方向指示器のＨ面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方は５°まで、Ｈ面より下方の内側については20°までの範囲としてもよい。
ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向20°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲。ただし、方向指示器のＨ面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方は５°までの範囲としてもよい。
ハ　ニに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（第４項第九号に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向５°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲。ただし、方向指示器のＨ面の高さが地上750mm未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方は５°までの範囲としてもよい。